

厚生科学審議会感染症部会
 新型インフルエンザ対策に関する小委員会作業班の設置について

平成 27 年 4 月 21 日
 厚生科学審議会感染症部会
 新型インフルエンザ対策に関する小委員会決定

1 設置の趣旨

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生し、ほとんどの人が免疫を獲得していないものであるため、仮に発生すれば世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザが発生した場合に、その感染の拡大を可能な限り抑制することにより国民の生命及び健康を保護し、かつ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とすることを目的として、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「行動計画等」という。）が平成 25 年 6 月に策定されたところである。

新型インフルエンザ対策に関する重要事項のうち個別の分野について調査審議するため、「厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会の設置について」（平成 27 年 4 月 2 日厚生科学審議会感染症部会決定）に基づき、作業班を設置する。

2 作業班の所掌事務

次の作業班を置き、各作業班は、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公衆衛生対策作業班

- ・ 行動計画等に定められた、サーベイランス、情報提供・共有（リスクコミュニケーション）、水際対策、まん延防止、予防接種体制等の公衆衛生対策に関する専門的・技術的事項について調査審議を行うこと。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）の予防について調査審議を行うこと。

(2) ワクチン作業班

- ・ 行動計画等に定められた、ワクチンに関する専門的・技術的事項について調査審議を行うこと。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症の予防のうちワクチンについて調査審議を行うこと。

(3) 医療・医薬品作業班

- ・ 行動計画等に定められた、医療及び抗インフルエンザウイルス薬に関する専門的・技術的事項について調査審議を行うこと。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症の患者に対する医療について調査審議を行うこと。

3 作業班の運営

- ・ 作業班の運営は、「厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会の設置について」に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
- ・ 作業班の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室が行う。